



※令和8年度市・県民税申告書は、令和7年度市・県民税申告書を提出いただいた方皆様に送付しています。

※申告の提出、相談等は令和8年2月16日から令和8年3月16日までの確定申告期間に受付いたします。

申告が必要な人

令和8年1月1日現在、関市に住所があり、所得税の確定申告が不要で下記(1)~(4)のいずれかに該当する方

- (1)令和7年中収入がなかった方、関市に住んでいる方に扶養されている方で所得証明書などが必要な人や国民健康保険税の軽減等を受ける方
 - (2)支払者から給与支払報告書、公的年金等支払報告書が関市に提出されなかった方
 - (3)給与所得、公的年金等の所得以外の所得のあった方
 - (4)公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ公的年金等以外の所得金額20万円以下の方で各種控除の申告をする方
- ※申告の必要のない方は、お手数ですが破棄をお願いします。

申告のしかた

- 令和7年中

収入がなかった方

→別紙①の記入例を参考に記入し、提出してください。
- 収入があった方

→本紙の申告書の書き方欄を参考に記入し、各種控除等を受ける方は必要書類を添付のうえ提出してください。
※申告書は郵送でも提出可能です。

申告に必要なもの

- ① 本人(申告者)確認書類
- ※代理で申告される方は申告者の確認書類の写し
 - ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードのみで本人確認が可能です。
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、

身元確認書類(運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カードなど)

番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)

から1種類ずつお持ちください。

- ② 令和7年中の収入、経費のわかるもの
- ・給与や年金の収入のある方は源泉徴収票や支払調書等、その他の収入のある方は収支内訳書等

- ③ 所得控除に必要な各種領収書や証明書
- ・社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払いがある方は、その払込証明書や領収書
 - ・医療費控除を受ける方は、医療費通知書もしくは医療費の明細書(明細書の様式は国税庁 HP にてダウンロードできます。また、関市役所税務課窓口でも配布しています。)

※医療費の明細書はご自身で作成し、提出してください。
領収書のみでの申告はできませんのでご注意ください。

令和8年度市・県民税申告書の手引き

申告書の書き方

- 手順1

住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・世帯主名・続柄・マイナンバーを記入します。
- 手順2

収入金額を『1 収入金額等㊦~㊨』の欄に記入します。
- 手順3

＜所得の計算方法＞を参考に収入金額から所得金額を計算して『2 所得金額等①~⑫』に記入します。
- 手順4

申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』に控除に関する事項を記入し、＜各種控除の計算方法＞を参考に計算した 控除額を『4 所得から差し引かれる金額⑬~㉑』に記入します。

＜所得の計算方法＞

●農業・営業・不動産所得のある方

収入金額

1 収入金額等㊦~㊨

—

必要経費

=

所得金額

2 所得金額等①~③

- ・必要経費については収支内訳書を作成し、別紙で提出いただくか、申告書裏面8. 農業・営業所得・不動産所得のある方の記入欄に収支内訳を記入してください。
※経費の欄に該当項目がない場合は、空欄に項目を追加し記載してください。
※個人の市県民税は必要経費には含まれません。
- ・事業専従者について：専従者控除額の計算は次のうちいずれか低い方の金額

(1)配偶者である事業専従者 86万円 その他の事業専従者 50万円

(2)専従者給与を控除する前の所得金額 ÷ (事業専従者数 +1)

●給与所得のある方

給与収入－給与所得控除額＝給与所得
下表より控除額を計算し、給与所得(⑥)を算出します。

給与収入	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万超 360万円以下	65万円+(給与収入－190万円)×0.3
360万超 660万円以下	116万円+(給与収入－360万円)×0.2
660万超 850万円以下	176万円+(給与収入－660万円)×0.1
850万円超	195万円

問い合わせ先・提出先

関市役所 財務部税務課 市民税係
電話：(0575)23-8893 FAX：(0575)21-2308
〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
平日：午前8時30分～午後5時15分

●雑所得のある方

1. 公的年金等
- 下表より年金所得(⑦)を算出します。

年金収入 (A)		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和36年 1月1日以前生	330万未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万以上 410万未満	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円
	410万以上 770万未満	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円
	770万以上 1,000万未満	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
65歳未満 昭和36年 1月2日以降生	1,000万以上	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円
	130万未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万以上 410万未満	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円
	410万以上 770万未満	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円
	770万以上 1,000万未満	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
	1,000万以上	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円

- ※給与所得 所得金額調整控除
下記に該当する場合は、給与所得金額から直接控除されます。
- (1)給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに当てはまる場合
- ①本人が特別障害
 - ②特別障害の配偶者もしくは扶養親族を有す
 - ③23歳未満の扶養親族を有す
- 控除額：{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%
- (2)給与収入と年金収入の両方がある場合
控除額：給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円
※(1)に該当する方は申告書裏面16に記入が必要です。

2. 業務

内職・外交・シルバーなど、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得(収入金額－必要経費)(⑧)
※措法27条により、上限65万円の必要経費が認められる場合があります。

3. その他

他の所得に該当しない所得。主に個人年金や小規模の太陽光、猟友会からの報償金など。(収入金額－必要経費)(⑨)

- 総合課税の譲渡所得 機械・器具などの資産を譲渡して得た所得
- 一時所得 生命保険受取金・賞金・払戻金など一時的な所得
⇒収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)＝所得金額(⑩)
※所得金額に算入するのは、長期譲渡所得、一時所得については1/2の金額です。
※土地・建物の譲渡に伴う所得は確定申告が必要です。
- 利子所得 非課税や源泉分離課税のものを除く、公社債及び預貯金の利子などの所得(④)
- 配当所得 株式の配当・証券投資信託の配当金などの所得(⑤)